

令和8年8月1日から

高額療養費制度の料金が変更されます

入院費用は「限度額適用認定証」を入院した月内に手続き・提示いただくことで、1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額までになります。

※食事の負担額や個室代の費用は対象外

●マイナンバーカードをお持ちであれば、窓口で限度額情報の確認が可能です！
ぜひマイナ保険証をご利用ください。

70歳未満の方			
被保険者の 所得区分	月単位の自己負担上限額	年間上限額 ※2	
		多数該当 ※1	
区分ア 83万円以上	270,300円 + (総医療費 － 901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
区分イ 53～79万円	179,100円 + (総医療費 － 597,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円
区分ウ 28～50万円	85,800円 + (総医療費 － 286,000円) × 1%	44,400円	530,000円
区分エ 26万円以下	61,500円	44,400円	530,000円
区分オ 住民税非課税	36,900円	24,600円	290,000円

総医療費：保険適用される診療費用の総額（10割）

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担上限額が下がります。

※2 年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12か月の合計を対象とします。